

ひたちなか市公害防止条例施行規則

ひたちなか市公害防止条例施行規則

平成 6 年 11 月 1 日

規則第 85 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、**ひたちなか市公害防止条例**(平成 6 年条例第 80 号。以下「条例」という。)第 37 条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(届出施設)

第 2 条 条例第 2 条第 6 項の規定により規則で定める施設は、別表第 1 に掲げる施設とする。

(届出施設の設置)

第 3 条 条例第 15 条及び第 16 条に定める届出は、様式第 1 号による届出書によってしなければならない。

2 条例第 15 条第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出施設の使用方法
- (2) 敷地内の建物配置図
- (3) 工場等周辺の見取図
- (4) 用水源及び用排水の系統、汚染状態及び量又は燃料使用量
- (5) 工場等の従業員数
- (6) 施設の使用の開始及び終了の時刻
- (7) その他参考となる事項

(構造等の変更の届出)

第 4 条 条例第 17 条に定める届出は、様式第 2 号又は様式第 3 号による届出書によってなければならない。

2 条例第 17 条ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第 15 条から第 17 条までの規定による届出に係る届出施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該届出施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合とする。

(氏名等の変更の届出)

第 5 条 条例第 18 条に定める届出は、条例第 15 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第 4 号により、届出施設の使用廃止の場合にあっては様式第 5 号による届出書によってしなければならない。

(承継の届出)

第 6 条 条例第 19 条第 3 項に定める届出は、様式第 6 号による届出書によってしなければならない。

(計画変更命令)

第 7 条 条例第 20 条に定める命令は、様式第 7 号による命令書によってしなければならない。

(期間短縮)

第 8 条 条例第 21 条第 2 項に定める期間短縮を受けようとする者は、様式第 8 号による願書によってしなければならない。

2 市長は、前項の規定による願書が提出された場合において、条例第 21 条第 2 項の規定により短縮を認めたときは、様式第 9 号による期間短縮許可書を当該願出者に交付するものとする。

(完成届)

第 9 条 条例第 22 条第 1 項に定める届出は、様式第 10 号による届出書によってしなければならない。

(規制基準)

第 10 条 条例第 23 条の規定により規則で定める規制基準は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(勧告)

第 11 条 条例第 24 条第 1 項に定める勧告は、様式第 11 号による勧告書によってしなければならない。

(措置命令)

第 12 条 条例第 25 条に定める命令は、様式第 12 号による命令書によってしなければならない。

(措置命令の通知)

第 13 条 条例第 26 条に定める通知は、様式第 13 号による通知書によってしなければならない。

(措置の届出)

第 14 条 条例第 27 条の規定に定める届出は、様式第 14 号による届出書によってしなければならない。

(身分証明書)

第 15 条 条例第 29 条第 2 項の規定による証明書は、様式第 15 号によるものとする。

(調査の請求)

第 16 条 条例第 31 条に定める請求は、様式第 16 号による請求書によってなければならない。

(紛争処理の申立て)

第 17 条 条例第 32 条第 1 項に定める申立ては、様式第 17 号による申立書によってしなければならない。

(届出書等の提出)

第 18 条 市長に提出する届出書等の部数は、正本 1 通を提出するものとする。

(受理書)

第 19 条 市長は、条例第 15 条から第 17 条までの規定に定める届出書を受理したときは、様式第 18 号による受理書を当該届出者に交付するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日の前日までに、合併前の勝田市公害防止条例施行規則(昭和 47 年勝田市規則第 10 号)又は那珂湊市公害防止条例施行規則(昭和 63 年那珂湊市規則第 3 号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成 6 年規則第 169 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 7 年規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 9 年規則第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の**ひたちなか市公害防止条例**施行規則別表第 2 その 1 の排水基準は、施行日以後に届出施設の設置工事に着手したものに適用し、施行日前に届出施設を設置している工場等(設置工事に着手したものを含む。)については、従前の例による。

付 則(平成 13 年規則第 17 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

ひたちなか市公害防止条例第 2 条第 6 項の規定に基づき規則第 2 条で定める届出施設

区分	施設名	規模, 能力	
ばい煙	1	ボイラー(熱風ボイラーを含み, 熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	厚生省令, 通商産業省令で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のものであり,かつ,バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のもの
	2	廃棄物焼却炉	焼却能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上 200 キログラム未満のものであり,かつ,火格子面積が 2 平方メートル未満のもの
汚水	1	家畜の飼養に用いる畜舎	豚の飼養に用いるものにあつては 50 平方メートル未満であつて 10 頭以上のもの 牛の飼養に用いるものにあつては 200 平方メートル未満であつて 5 頭以上のもの 馬の飼養に用いるものにあつては 260 平方メートル未満であつて 5 頭以上のもの
	2	パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設	従業員 5 人以上 30 人未満のもの
	3	し尿処理施設	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 100 人以上 500 人以下又は処理対象人員が小規模であつて合計すると 100 人以上になるもの
	4	製造加工業又は公衆浴場業	公共用水域に排出される水の 1 日当たりの平均的な量が 5 立方メートル以上のもの
騒音	1	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット未満のもの
	2	ベンディングマシン	ロール式のものであつて原動機の定格出力が 3.75 キロワット未満のもの
	3	機械プレス	呼び加圧能力が 30 重量トン未満のもの
	4	せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット未満のもの
	5	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 3 キロワット以上 7.5 キロワット未満のもの
	6	土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット未満のもの
	7	コンクリートプラント	作業場が固定しており混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満のもの
	8	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム未満のもの
	9	帯のご盤及び丸のご盤	製材用のものにあつては,原動機の定格出力が 15 キロワット未満のもの 木工用のものにあつては,原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満のもの
	10	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満のもの
	11	板金施設	サンダー及びグラインダーの原動機の定格出力が 0.375 キロワット以上のもので作業場の固定しているものに限る。
	12	製缶施設	厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属板を加工するもので電気, ガスを用いる金属の溶接機又は切断機等を使用する施設
	13	チェンソー	作業場の固定しているものに限る。
	14	ブロック成形機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のもの

	15	研磨機	バフ研磨機を除く。
	16	クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のもの
	17	冷凍機(往復動式, ロータリ式, 遠心式のものに限る。)	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもので家庭用パッケージ型を除く。
悪臭	1	鶏舎	採卵鶏の飼養に用いるもので 500 平方メートル未満であって 100 羽以上飼養するもの
	2	鶏ふん乾燥機	生ふん処理能力が 1 日につき 600 キログラム未満のもの
	3	豚舎	育豚の飼養に用いるものにあつては 100 平方メートル未満であつて 30 頭以上 100 頭未満のもの 殖豚の飼養に用いるものにあつては 1,000 平方メートル未満であつて 30 頭以上 100 頭未満のもの
	4	牛舎	牛の飼養に用いるものであつて 50 平方メートル以上又は 5 頭以上のもの
	5	鳩舎	50 羽以上飼育するもの
	6	吹きつけ塗装施設	塗装工場, 自動車修理工場に設置されるもの

備考 次に掲げる施設又は工場等を除く。

- 1 ばい煙に係る届出施設にあつては, 鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山, 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 12 号に規定する電気工作物又はガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 10 項に規定するガス工作物
- 2 汚水に係る届出施設にあつては, 鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山, 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する特定事業場, 茨城県公害防止条例(昭和 46 年茨城県条例第 39 号)第 2 条第 3 項に規定する許可工場若しくは同条第 4 項の規定により同条例施行規則第 3 条で定める汚水に係る特定施設を設置する工場等又は下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道に接続する施設
- 3 騒音に係る届出施設にあつては, 鉱山保安法第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山, 電気事業法第 2 条第 1 項第 12 号に規定する電気工作物, ガス事業法第 2 条第 10 項に規定するガス工作物, 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された地域に設置される同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設を設置する特定工場等又は茨城県公害防止条例第 2 条第 4 項の規定により同条例施行規則第 3 条で定める騒音に係る特定施設を設置する工場等

別表第 2(第 10 条関係)

ひたちなか市公害防止条例第 23 条の規定に基づき規則第 10 条で定める規制基準

その 1 (1) 汚水(家畜の飼養に用いる畜舎に係るものを除く。)の排水基準

項目	許容限度	測定方法
1 水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。) ^{12.1} に該当する方法
2 生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	20	規格 21 に該当する方法
3 化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	20	規格 17 に該当する方法
4 浮遊物質量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	40	水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)付表 8 に掲げる方法
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)付表 5 に掲げる方法
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10	同上

備考

- 1 この表に掲げる排水基準は、工場等から公共用水域に排出される水(以下「排水」という。)の 1 日当たりの平均的な量が 5 立方メートル以上であるものについて適用する。
- 2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外への排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼への排水に限り適用する。
- 3 排水の汚染状態の測定のための試料の採取地点は、次に掲げる場合を除き、工場等における排水口とし、複数ある場合はそれぞれの排水口とする。
 - (1) 排水を排水口の形状等により当該排水口から採取できないとき又は採取することが適当でないときは、排水の汚染状態を測定するために適当と認められる地点とする。
 - (2) 2 以上の工場等から排出される汚水又は廃液を共同して処理し、排水する場合は、当該処理施設の排水口とする。

その 1 (2) 家畜の飼養に用いる畜舎に係る施設管理基準

- 1 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を排出する場合は、畜舎でふんの大部分を除去する等により、ふん及びこれを含んだ汚水を原則として公共用水域に排出しないものとする。
- 2 ふん尿及びこれを含んだ汚水を貯留する場合は、適切な構造の施設を設置するものとする。

その2 騒音に係る届出施設を設置する工場等に関する規制基準

区域の区分\時間の区分	昼間	朝夕	夜間
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第5種区域	75 デシベル	75 デシベル	65 デシベル

備考

- 1 昼間とは午前8時から午後6時まで、朝夕とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後9時まで、夜間とは午後9時から翌日午前6時までをいう。
- 2 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第1種区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
 - (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
 - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画法の用途地域の指定のない地域
 - (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域
 - (5) 第5種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域
- 4 第5種区域についての規制基準は、第5種区域から他の区域に排出される場合にのみ適用されるものとする。
- 5 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、当該欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。
- 6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 7 騒音の測定場所は、届出施設の設置してある工場等の敷地境界線とする。
- 8 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

その3 悪臭に係る届出施設の施設管理基準

悪臭に係る届出施設の施設管理基準は次の表の第2欄に掲げる施設の種類ごとに第3欄に掲げるとおりとする。

項	悪臭に係る届出施設	施設管理基準
1	豚舎 牛舎	豚舎，牛舎の内部は水洗，除ふん等により常に清潔に保つこと。 豚舎，牛舎の床はコンクリート構造とし，側溝を有すること。 きゅう肥舎の施設には屋根及び囲いを設けること。 ふん尿，汚水の貯留槽等は密閉すること。
2	鶏舎 鳩舎	鶏鳩舎から除去したふんは速やかに処理すること。 鶏鳩舎は外部にふん尿が流れ出ない構造とすること。 住居集合地域においては，ふんの天日乾燥を行わないこと。
3	鶏ふん乾燥機	有効な脱臭装置を設置すること。
4	吹きつけ塗装施設	臭気が外部に拡散し，人に不快感を与えない場所において作業すること。 塗装が外部に飛散しないようにすること。

その4 ばい煙に係る届出施設の施設管理基準

ばい煙に係る届出施設の施設管理基準は，次の表の第2欄に掲げる施設の種類ごとに第3欄に掲げるとおりとする。

項	ばい煙に係る届出施設	施設管理基準
1	ボイラー	ボイラーの熱源は低硫黄の燃料を使用すること。 ばい煙の飛散を防止するため，定期清掃を行うとともに，排出口に金あみ等の飛散防止装置をつけること。
2	廃棄物焼却炉	炉廻りの清掃を十分行うこと。 ばい煙の飛散を防止するため，定期清掃を行うとともに，排出口に金あみ等の飛散防止装置をつけること。 設置する場合は，周辺への飛散防止を考慮した場所，構造とすること。 プラスチック廃棄物を常時焼却するときは，完全燃焼し得る構造の焼却炉により焼却すること。